



こども家庭庁 説明資料

令和 8 年度都道府県・政令都市犯罪被害者等施策主管課室長会議

1. 直近の児童虐待の現状及びこども家庭庁の取組み

- 令和6年度児童虐待相談対応件数：**223,691件**
- 児童相談所の体制及び専門性の強化等を推進
⇒全ての児童相談所において**24時間365日対応可能な体制**を整備等
- 市町村に対し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「**こども家庭センター**」の設置を努力義務化
⇒全国**1,240市町村**（71.2%）で設置済（令和7年5月1日時点）

2. 犯罪被害者等施策主管課室長にお願いしたいこと

- 犯罪被害者に係る相談支援等において、**児童虐待が疑われる児童や、子育てや出産に関し悩みを抱えている保護者等**を把握した場合には、**児童相談所やこども家庭センター**に情報提供をいただくなど、ご協力をお願いいたします。
- 虐待が疑われる場合等に、すぐに児童相談所に無料で通告・相談ができる児童相談所虐待対応ダイヤル「**189**」や、子育てや親子関係に悩んだときに匿名で相談できる「**親子のための相談LINE**」を開設・運用しているため、こうした支援ニーズがあるこどもや子育て家庭等を把握した場合には、同ツールをご紹介します。

こども性暴力防止法の概要

（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号））

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じる**こと等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等（第2条第3項）

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者（第2条第5項）

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等（第2条第4項）

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者（第2条第6項）

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

1 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発（ガイドライン事項）
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**（第5条第1項等）
- ・ 児童等が**相談を行いやすくするための措置**（相談体制等）（第5条第2項等）
- ・ **研修**（第8条等）

初犯防止対策

3 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - － 学校設置者等の現職者
 - ➡ 施行から3年以内（第4条第3項）
 - － 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➡ 認定等から1年以内（第26条第3項）
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認（第4条第4項等）

再犯防止対策

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理（第11条、第14条等）
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止（第12条等）
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告（第13条等）
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条）
- ・ 情報の秘密保持義務（第39条）

2 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査**（第7条第1項等）
- ・ 被害児童等の**保護・支援**（第7条第2項等）

4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ **①～③を踏まえ**、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置**（教育・保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。

防止措置

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施（定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等）。

施行期日：令和8年12月25日

『こども性暴力防止法』

がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者求められる取組

- ✓ 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ✓ こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ✓ 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。



こどもまんが
こども家庭庁

詳細は裏面および
こども家庭庁HPをご確認ください
国民の皆様のための
動画やリーフレットを掲載しています



2026年
12月25日
施行予定



こどもまんが
こども家庭庁

法律の対象は？

学校(幼稚園、小中高など)や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

義務対象

・学校 ・認可保育所 ・認定こども園 ・児童養護施設 ・障害児施設 など

認定対象

・認可外保育施設 ・放課後児童クラブ ・学習塾 ・スポーツクラブ など

認定を受けた事業者は

こども家庭庁が
ウェブサイトを通じて公表

認定事業者マークを表示可能



こどもたちを性暴力から守るための取組

✓ 事業者において日頃から取り組むこと

性暴力を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えます。

- ・こどもの心身の状況の日常観察
- ・こどもへの面談・アンケート
- ・相談窓口の設置・周知
- ・従事者への研修
- など



✓ 性暴力の疑いがある場合に取り組むこと

性暴力の疑いが生じた場合は、こどもの安全を守るとともに、調査などを行い、具体的な対策につなげます。

- ・こどもの保護・支援
- ・調査などの実施
- など



✓ 性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

こどもと接する業務に就く人に特定性犯罪の前科がないかを確認します。



特定性犯罪の例 ※成人に対する性犯罪を含む

不同意わいせつ



痴漢



盗撮



など

対象業務 勤務形態に関わらず、教員や保育士など、こどもと継続的に接する従事者が確認対象となります。

必ず対象となる業務

学校 教員、スクールカウンセラー、部活動指導員
保育所 園長、保育士 など

実態を踏まえて対象とするか判断する業務

・事務職員 ・スクールバス運転手
・警備員 など

事業者は、こどもに対して性暴力などを行うおそれがあると判断する場合
こどもと接する業務に就かせないなどの対応



2025年12月作成

こども性暴力防止法の施行に向けた主な検討状況

- こども性暴力防止法については、令和6年6月に成立した後、関係省庁との具体的な制度設計の検討を経て、昨年4月、こども家庭庁に、有識者による「こども性暴力防止法施行準備検討会」を設置した。
 - 検討会には、学識経験者(労働法制、児童心理、被害者支援等)、地方自治体・教育委員会、教育・保育事業者、労働者、保護者、若者の代表に構成員として参画いただくとともに、関係府省庁及び約50の関係団体にオブザーバーにオンライン参加いただき、制度対象、認定、安全確保措置、犯罪事実確認、情報管理措置、監督等の様々な論点について、議論を重ねた。
 - 7月には、検討会としての「中間とりまとめ素案」を公表し、こども、業界団体等の様々な意見を取り入れ、9月に、検討会の「中間とりまとめ」を公表した。
 - 並行して、関係府省庁の施行準備委員会(委員長:こども政策担当大臣、構成員:局長級)を設置・開催し、7月に、検討の方向性及び政府としての予算等の方針を示す基本方針を取りまとめた。
 - その後、「中間とりまとめ」の内容を中心に、制度の詳細について検討会で議論を重ね、12月に「ガイドライン案」を検討会でとりまとめるとともに、施行準備委員会でも議論を行い、本年1月に「こども性暴力防止法施行ガイドライン」を策定した。
- ※ 政令、内閣府令等の下位法令や、事業者マーク(こまもろうマーク)も昨年12月に制定。
- 今後、本年12月25日の施行に向けて、システムの開発を進めるとともに、制度の周知・広報を本格化させていく予定。



こども家庭庁 こども家庭庁における第5次犯罪被害者等基本計画に基づく取組等について②

1.対象事業者に求められる取組について

- こども性暴力防止法の対象事業者は、法に基づく安全確保措置として、日頃から性暴力の未然防止や早期把握に取り組むとともに、被害が疑われる場合には、事実の有無の調査や被害を受けたこどもの保護・支援等を行う必要があります。
- 事業者求められる安全確保措置の中には、
 - ・ こどもが相談を行いやすくするための措置（外部相談窓口の周知等）
 - ・ 被害を受けたこどもの保護・支援（支援機関の一覧を準備しておき、被害を受けたこどもや保護者に対し適切に情報提供を行う等）が含まれています。
- こども性暴力防止法施行ガイドラインでは、事業者が参考にできるよう、公的機関等が設置する主な相談窓口の一覧や、支援機関等の例を掲載しています。
（詳細はガイドラインP135～138, 157～158参照：[こども性暴力防止法施行ガイドライン](#)）

2.犯罪被害者等施策主管課室長にお願いしたいこと

- 犯罪被害者等施策主管課室長の皆様におかれましても、本制度についてご理解いただき、日頃から案内している相談窓口に対しても、本制度の周知をお願いします。
- また、こども性暴力防止法の対応を行う部署において、こどもに教育や保育等を提供する事業者に対し、法に基づく対応が適切に行われるよう周知等が行われますので、連携した対応をお願いします。

参考資料

児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移

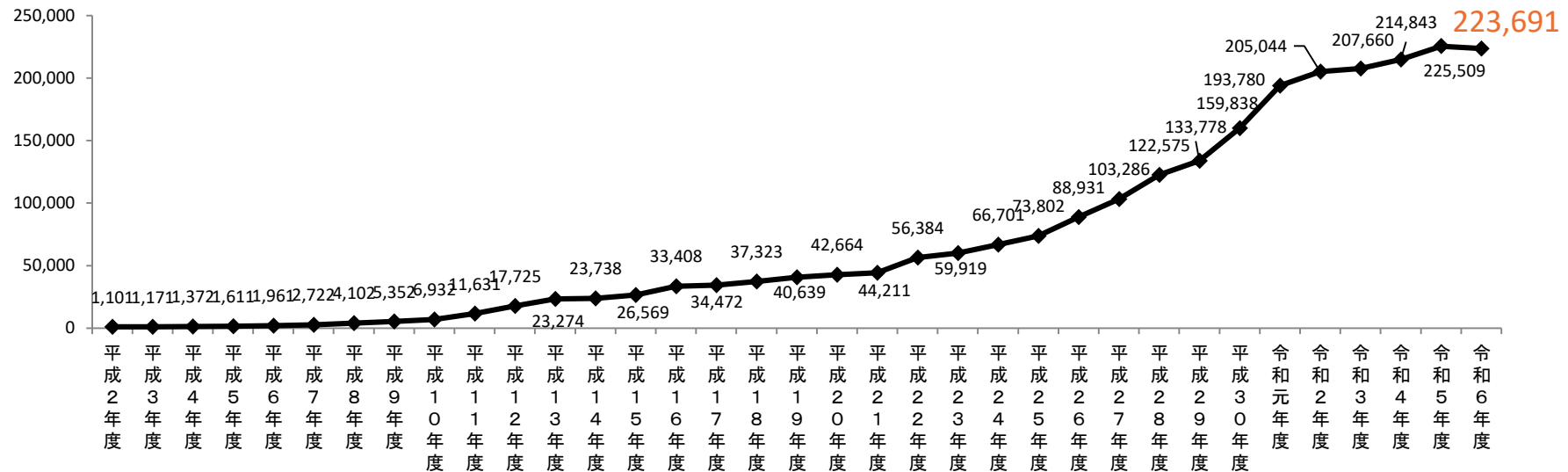
○全国236か所の児童相談所における令和6年度の児童虐待相談対応件数は 223,691件。

※ 対前年度比▲0.8%(1,818件の減少)(令和5年度:対前年度比+5.0%(10,666件の増加))

※ 児童相談所における児童虐待相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や措置等を行った件数。

【主な傾向】

- ・心理的虐待に係る対応件数が依然として最も多く、全体の6割近くを占めている。(令和5年度:134,948件(59.8%)→令和6年度:133,024件(59.5%))
- ・相談経路は警察等からが最も多く、全体の半数以上を占めている。(令和5年度:116,649件(51.7%)→令和6年度:115,644件(51.7%))
- ・また、近隣・知人からの通告等による対応件数は減少(令和5年度:22,112件→令和6年度:19,841件(▲2,271件))している一方、学校からの通告等による対応件数は増加(令和5年度:16,583件→令和6年度:17,924件(+1,341件))している。



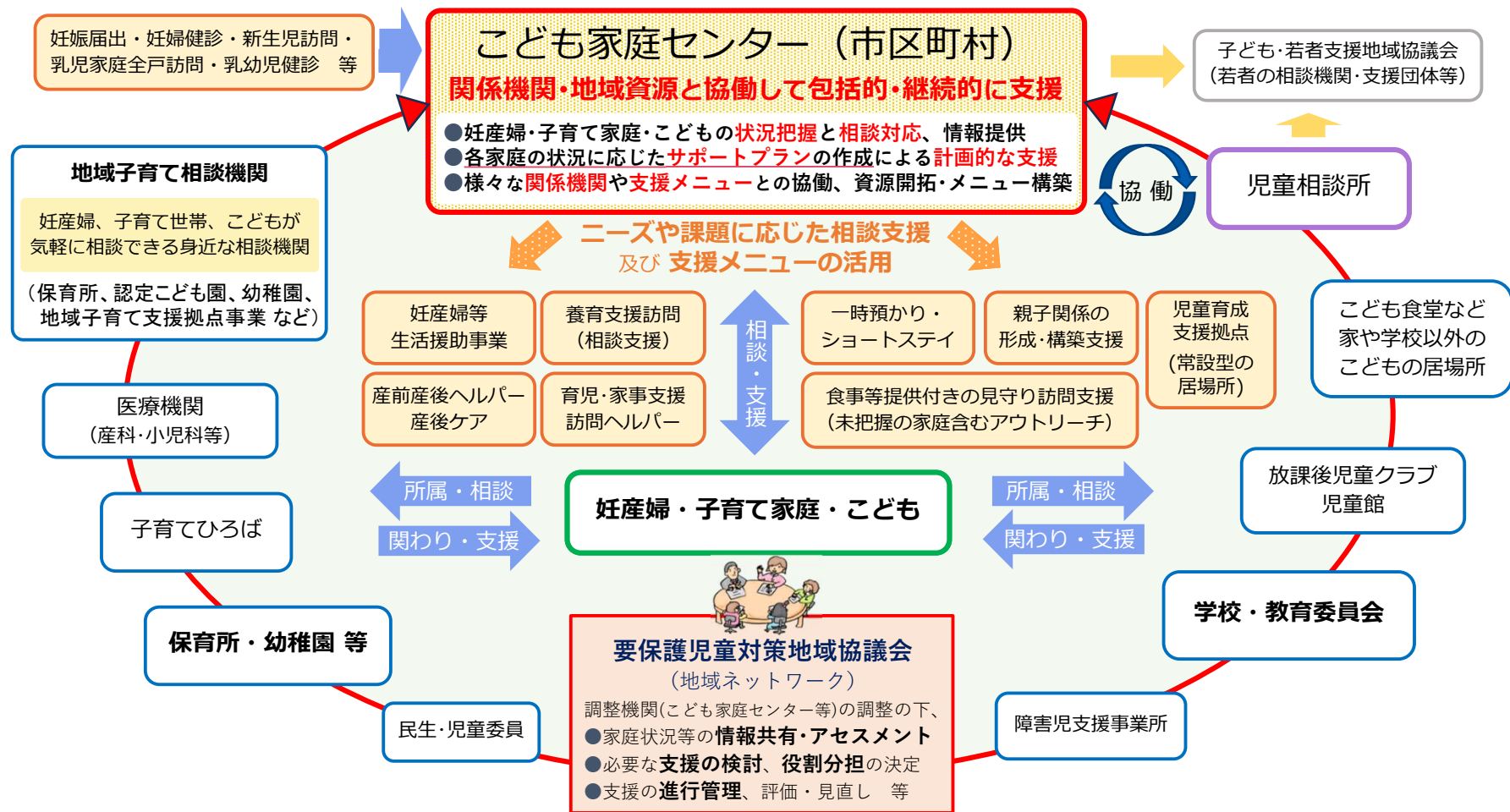
(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	223,691
+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%	+5.0%	-0.8%

【出典：福祉行政報告例（令和8年1月現在）を基にこども家庭庁において作成】

こども家庭センターを中核とした包括的・継続的な支援

- 市町村において、妊産婦や子育て家庭を早い段階から支援して子育てを支える（身近な市町村の強み）
- 市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて早い段階で家庭の困難を把握・支援する中核を担い、地域全体で継続的に家庭を支える体制を強化
- 設置率71.2%(R7.5.1) → 令和8年度までに全市区町村に整備するため開設や運営の経費を補助



妊娠期 → 乳幼児期 → 学齢期 → 青年期

令和8(2026)